⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日
⑸　入札方法　入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
⑵　平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
⑶　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑷　二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す条件を満たすこと。
⑸　資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）
⑻　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑼　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　契約条項を示す場所等
⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問い合わせ先
〒100―8916 東京都練馬区上石神井４―８―４　厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室経理係担当　伊藤　電話03―3920―3311（内線206）
⑵　入札説明書交付期間　平成30年１月18日～平成30年３月14日（交付時間午前10時～正午、午後１時～午後５時、最終日のみ午前11時まで）
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成30年１月25日午後２時00分　厚生労働省上石神井庁舎１階センター会議室
⑷　資格審査書類の提出期限　平成30年３月14日午前11時00分まで
⑸　入札書の受領期限及び場所　平成30年３月15日午前11時00分
〒100―8916 東京都練馬区上石神井４―８―４　厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室経理係
⑹　開札の日時及び場所　平成30年３月15日午後２時00分　厚生労働省上石神井庁舎１階センター会議室
４　電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
５　その他
⑴　本入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、上記２競争参加資格確認書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　郵送による入札　郵送（書留郵便に限る）による提出の場合は、上記３⑴宛てに入札書の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。なお、未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した資料等を提出した者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kyouko Kawano, Director, Workers' Compensation Administration Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare. Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kouji Miura, Director, Labour Insurance Contributions Levy Division, Workers' Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare. Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kei Matsumoto, Director, Employment Insurance Division, Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare.
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Electricity used in Ministry of Health, Labour and Welfare, Kamishakujii Office contract 2,700kW. The estimated electricity.
⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2018 to 31 March, 2019.
⑸　Fulfillment place : The place specified by the official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : [１]not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause [２]not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting [３]have Grade A, B or C on "sale of products" in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018 [４]prove to have no false statement in tendering documents [５]prove neither the business condition nor credibility is deteriorating [６]meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order [７]are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract.
⑺　Time-limit of tender : 11 : 00 AM, 15 March, 2018.
⑻　Contact point for the notice : Kenichi Itou, Labour Market Center Operation Office, Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii Nerimaku Tokyo 177―0044 Japan TEL 03―3920―3311 ex. 206.